

## 水道における指標菌の検査方法の一部改正について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 31 日付「健水発 0331 第 1 号」厚生労働省健康局水道課長通知により、「水道における指標菌検査について」の一部改正があり、平成 23 年 4 月 1 日より適用となりましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

敬白

記

### ■変更内容

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成 19 年 3 月 30 日 付け健水発 0330005 号）について見直しが行われました。

（別添） 「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等検査方法について（平成 19 年 3 月 30 日付 健水発 0330006 号）」より抜粋

新	旧
<p>第 1 検査方法の概要</p> <p>1. 指標菌の検査方法</p> <p>(1) 大腸菌の<b>検査</b>方法</p> <p>現在、水道原水の大腸菌の検査方法として、広く標準的に使用されている方法を基に、「特定酵素基質培地法」を別添 1 に示した。<b>なお、別添 1 内 4 試験操作においては、(1) 定性試験を用いることを基本とするが、水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設においては(2) 定量試験を用いてもよいこととする。</b></p>	<p>第 1 検査方法の概要</p> <p>1. 指標菌の検査方法</p> <p>(1) 大腸菌の<b>定量</b>方法</p> <p>現在、水道原水の大腸菌の検査方法として、広く標準的に使用されている方法を基に、次の方法を別添 1 に示した。</p> <p>・特定酵素基質培地法による大腸菌の定量方法</p>

以上